

家族従業者の働き分を否定する所得税法第56条 人権を侵害する前時代的な悪法は廃止を



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2024年7月1日
第2199号

インボイス制度は廃止を
消費税は5%に減税を
大軍拡・大増税をやめよ
税務相談停止命令制度は
廃止を

商工新聞6月17日号掲載記事のよう、定額減税の「対象外」とされていた白色事業専従者や給与103万円以下の青色事業専従者らに對し、内閣府は給付金を支給することを明らかにしました。

支給額は1人当たり4万円。支給時期は来年になる見込みですが、民商・全商連・全婦協などの要請が実りました。

白色事業専従者らが「対象外」とされた背景には、所得税法第56条（以下、56条）の存在があります。56条は「個人事業者は配偶者や家族（家族従業者）に給与を支払うときは、あくまで自身の所得から支払い、必要経費として収入から差し引いてはならない」という法律です。

労働には対価（給与・働き分）が発生し、それは当然経費に算入されます。ところが56条は、家族従業者の給与を経費に算入してはならないとし、働き分を否定しています。

しかし、労働した事実を消すことはできません。その働き分はどこに行つて、どのようにになつてしまふのでしょうか？

家族従業者の働き分は、個人事業者の所得に吸収・合算され、所得税法上消えてしまうということになります。56条は大日本帝国憲法における家父長制度が強く残る、前時代的な法律です。

財務省は「56条の例外として、青色申告にすれば家族従業者の給与を経費に認める」としています。

白色申告は配偶者86万円、配偶者以外の家族は50万円までの税額控除が可能ですが。しかし、これは給与ではなく、必要経費とは認められていません。あくまでも控除対象の1つに過ぎません。

申告区分の違いで白色事業専従者の働き分を否定し、人権を侵害する悪法は今すぐ廃止するべきです。民商婦人部・全婦協は、これからも56条廃止を訴えていきます。

7月7日(日)は長岡民商総会

既報のとおり、長岡民商は7月7日(日)、第62回定期総会を開催します。

営業と暮らしを守るため、今こそ私たちは協力・団結が必要です。今総会を、強く大きな組織をつくるための足がかりとしましょう。これまで民商総会に参加したことのない方も、ぜひご参加ください。長岡民商の仲間同士、集まって話すことで明日への活力が生まれます。誘い合って参加し、総会を盛り上げましょう。

1 日時・会場
7月7日(日) 13時～15時30分頃
東泉閣（長岡市柏町2丁目3-11）にて
※終了後、懇親会を行います。

2 懇親会の参加費
5500円（民商から500円の補助。支部によつては、参加費を支部費でまかなう場合があります。詳しくは支部役員にお問い合わせください）

3 参加申し込み
7月1日(日)までに
支部役員、または事務局までご連絡をお願いします。

いずれも午前10時～午後4時

2. 小国支部で行う相談会

日時 7月5日(金) 午後2時～4時
会場 片桐三郎支部長宅

※電卓、賃金台帳など源泉徴収に関する資料一式をお持ちください。

